

唐津市地域働き方・職場改革推進業務委託に係る企画提案募集要領

1 目的

本市では、10代後半から20代前半まで（とりわけ女性は20代後半まで）の若年層の市外への転出超過が著しく、その一因として職場環境や地域の固定的な性別役割分担意識等が影響していると考えられる。

職場の重要性に鑑み、男女がともに働きやすい職場環境についてのアンケート調査及び企業経営層向けにアンケート結果報告を兼ねたイベントを開催し、課題解決に向けた地域全体の取組意欲を高めるための業務を委託するにあたり、高度な企画・調整能力を併せ持つ受託候補者を選定するため、企画提案型（プロポーザル方式）による募集を行う。

2 業務の概要

(1) 業務名

唐津市地域働き方・職場改革推進業務

(2) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(3) 履行場所

唐津市西城内1番1号 唐津市 地域づくり部 男女共同参画室

(4) 業務内容

別紙「唐津市地域働き方・職場改革推進業務委託仕様書」のとおり

(5) 提案上限額

金2,257,200円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※上記金額には、委託業務の実施に係る全ての費用を含む。

(6) 発注者

唐津市（担当課：地域づくり部 男女共同参画室）

(7) スケジュール（予定）

募集要項の公告	令和8年4月22日（水）
参加表明書及び質問書の受付期間	令和8年5月21日（木）

質問の回答期限	令和8年5月25日（月）
参加資格要件の確認通知（提案書提出依頼）	令和8年5月25日（月）
企画提案書等の提出期限	令和8年6月19日（金）
一次審査（書類審査）	令和8年6月22日（月）
一次審査結果通知	令和8年6月23日（火）
二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）	令和8年6月29日（月）から7月1日（水）までの期間に実施
二次審査結果通知	二次審査日の翌日
契約締結	7月上旬

3 参加資格

参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する企業とする。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由等）に該当しない者であること。
- (3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、唐津市から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 次の申立てがなされていない者であること
 - ア 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと、及び次に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号

に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 応募方法

(1) 参加表明

本業務に対する参加の表明は、次により行うこと。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（様式1）

(イ) 会社（参加者）の概要（様式2）

(ウ) パンフレット等の会社概要が分かる資料

(エ) 役員名簿（様式3）

(オ) 法人登記簿謄本（3か月以内のもの）

(カ) 直近2か年分の納税証明書（未納のない証明可）

a 国税・・・納税証明書その3の3

（法人税・消費税及び地方消費税）（写し可）

b 都道府県民税・・・納税証明書

（法人都道府県民税、法人事業税）（写し可）

c 市町村民税・・・納税証明書

（法人市民税、固定資産税（償却資産を含む））（写し可）

イ 提出方法

(ア) 電子メールによる。

(イ) 件名は、「参加表明（地域働き方プロボ）（企業名）」とすること。

(ウ) 受信確認のため、メール送信後に電話連絡をすること。

ウ 提出期限

令和8年5月21日（木）午後5時00分〔必着〕

エ 提出先

唐津市 地域づくり部 男女共同参画室

電子メール：danjo-kyoudou@city.karatsu.lg.jp

電話：0955-72-9239

オ 表明書の提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

カ 表明書の提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届（企画提案書提出前には様式8、企画提案書提出後最優秀者が選定されるまでの間には任意様式）の提出により辞退を認める。

(2) 質問の受付及び回答

ア 提出様式

質問書（様式4）

イ 提出方法

(ア) 電子メールのみ（電話等での問い合わせには応じない。）

(イ) 件名は、「（プロポ質問）地域働き方」とすること。

(ウ) 指定の様式によらない質問及び提出期限を過ぎた質問は、一切受け付けない。

ウ 提出期限

令和8年5月21日（木）午後5時00分〔必着〕

エ 提出先

唐津市 地域づくり部 男女共同参画室

電子メール：danjo-kyoudou@city.karatsu.lg.jp

電話：0955-72-9239

オ 回答方法

(ア) 全応募者に対して、令和8年5月25日（月）までに電子メールにて回答予定

(イ) 電子メールは、質問書に記載されたメールアドレス宛に送信する。

(ウ) 回答にあたっては、質問者名等は公表しない。また、提案についての考
え方と解されるもの等については回答しないことがある。

(エ) 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対して電話に
より確認を行う。

カ 質問書の取扱いについて

質問への回答内容については、本実施要領及び仕様書など、配布した提
供資料の追加又は修正として取り扱うこととする。

(3) 応募書類の提出

参加資格の確認を受けた者は、次により、提案書等を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（様式 5）及び企画提案書別紙（任意様式）

a 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述す
ること。

b 仕様書等の内容を踏まえ、提案すること。その他 PR 及び独自提案
がある場合は、添付可能とする。

(イ) 業務実績書（様式 6）

(ロ) 業務実施体制（様式 7）

(ハ) 業務実施に係る見積書、及び当該見積書の内訳詳細が分かる資料（とも
に任意様式）

イ 作成上の留意点

(ア) 原則、A 4 版、用紙の縦横は問わず、横書きとすること。ただし、図表
等の補足資料については、必要に応じて折り込み A 3 版も可とする。

(イ) 文字の大きさは、原則として 11 ポイント以上とすること。

(ロ) 表紙及び目次を除き、両面印刷で 20 ページ以内（枚数で 10 枚以内）
とすること。

(ハ) 文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。

(ニ) 企画提案書の印刷の色は、カラー、白黒を問わない。

(ホ) 企画提案書の下段余白中央にページ番号を付けること。

(キ) 見積書の正本には、会社名・会社印、代表者名・代表者印を記名押印すること。

(ク) 企画提案書の各ページには、会社名、商標等企業名が特定できる情報は記入しないこと。

ウ 提出部数

正本1部、副本8部

※正本は押印のある原本とし、副本は正本の写しとする。

エ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、提案書の提出を辞退する場合は、(様式8)を電子メールにより提出すること。

オ 提出期限

令和8年6月19日(金)午後5時〔必着〕

※持参の場合は、市役所執務時間内(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)に提出すること。

※郵送の場合は、簡易書留とし、締切日必着とする。

カ 提出先

〒847-8511 唐津市西城内1番1号

唐津市 地域づくり部 男女共同参画室

5 委託者の決定

(1) 選定方法

ア 審査主体

公募型プロポーザル方式とし、プロポーザルの審査及び業務委託候補者の選定に当たっては、外部有識者及び唐津市職員からなる地域働き方・職場改革推進業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行う。(非公開)

イ 一次審査(書面審査)

提出書類について、審査委員会が審査を行い、参加者の中から、二次審

査参加者を5者程度選定する。また、一次審査を通過した企画提案者には、併せて二次審査の日程等を通知し、参加を依頼する。

なお、選定結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

応募者が5者以内の場合は、一次審査を省略する。

ウ 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

一次審査を通過した応募者による企画提案書等についてのプレゼンテーションに対して審査委員会がヒアリングを実施し、最優秀者1者、優秀者1者を特定する。

エ 決定

最優秀者を優先交渉権者とする。（応募者が1者のみの提案の場合においても、評点が一定以上であれば決定とする。）

(2) 二次審査の概要

ア 場所

令和8年6月29日（月）から7月1日（水）までの期間に、唐津市役所庁舎内にて開催する。※場所、開催日時等の詳細は別途通知する。

イ 準備物

プレゼンテーションにパソコンを使用する際は、企画提案者が準備すること。スクリーン、プロジェクター、プロジェクター用ケーブルは本市にて準備する。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングの時間

(ア) プレゼンテーション（企画提案） 20分以内

(イ) ヒアリング（質疑応答） 10分以内

(3) 審査方法

ア 審査基準項目、評価の基準及び配点

審査基準項目	評価の基準	配点
業務実績	アンケート調査やイベントに関する類似業務の経験や成果があり、本業務を効果的に遂行するため	20

	に十分な業績を有しているか。	
実施体制	業務内容が的確に遂行されるための人員と組織の体制が整っているか。	10
業務遂行能力	業務目的及び内容を十分理解しているか。	10
	提案内容は具体性・妥当性を有するか。	20
	アンケートは、単なる集計にとどまらず、若者・女性が流出する要因の専門的な分析ができるか。	10
	イベントは、地域ぐるみの取り組みにつながる提案または仕組みづくりができるか。	10
	実施スケジュールは適切か。	10
価格評価	見積金額が上限額を超えていないか。 見積金額は妥当で、過度な金額になっていないか。	10
合計		100

※一次審査（書面審査）においても、二次審査と同一の基準等により、プロポーザル審査委員会が審査を実施する。

イ 審査結果の通知及び公表

一次審査結果は、令和8年6月23日（火）に、二次審査結果は、二次審査の翌日に応募者に文書で通知する予定。なお、審査結果（最優秀者、評価点等）については、唐津市ホームページへの掲載を予定している。（結果に関する電話等での問合せには、一切対応しない。）

6 資格の喪失や失格

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 応募書類等に虚偽の記載をした者による応募
- (3) 署名又は押印のない提案書による応募
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な応募

- (5) 応募者が行った2以上の応募
- (6) その他募集に関する要件に違反した応募

7 留意事項

(1) 事前説明会

このプロポーザルに関する事前説明会は開催しない。

(2) 提出書類の取扱い

ア 提出された応募書類は、受託候補者選定以外の目的で使用しない。

イ 提出された応募書類は返却しない。

ウ 提出された応募書類に記載された内容は、病気、死亡退職等の特別な事情がある場合を除き、変更することができない。

エ 提出された応募書類は、選定の範囲内において複製を作成する場合がある。

(3) 費用負担

応募に関して必要な費用については、すべて応募者の負担とする。

(4) 契約の締結

選定された最も優れた提案者（最優秀者）と本業務についての契約締結交渉を行う。その者との契約が成立しない場合は、次点となった提案者（優秀者）と契約締結交渉を行う。

(5) その他

ア 応募書類を提出後に辞退する場合は、担当課へ速やかに連絡するとともに辞退する旨を記載した文書（任意様式）を担当課へ提出すること。

イ 天災その他やむを得ない理由の場合は、本プロポーザルを中止することがある。

8 担当窓口

唐津市役所 地域づくり部 男女共同参画室

担当：井上・小宮

〒847-8511 佐賀県唐津市西城内1番1号

電話：0955-72-9239 FAX：0955-72-9182

電子メール：danjo-kyoudou@city.karatsu.lg.jp